

平成30年度版

# 小諸市環境白書

〔 第2次小諸市環境基本計画に関する施策  
平成29年度 実施状況報告書 〕



小 諸 市

## 私たちのめざす環境

豊かな自然と共に暮らし

だれもが心やすらげるまち こもろ

### 環境目標

「私たちの目指す環境」実現のため、【自然環境】【快適環境】【生活環境】【地球環境】【環境学習】の5つの環境目標を設定しています。

豊かな自然環境が育まれるまち

【自然環境】

多種多様な生物が生息・生育している恵み豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継ぐために、人と自然とが共生できるまちをめざします。

健康で快適に暮らせるまち

【快適環境】

日常生活や事業活動による環境への負荷を減らし、自然環境と都市環境の調和が図られ、健康で快適に暮らせるまちをめざします。

安全で安心なまち

【生活環境】

良好な生活環境を守り、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

地球環境に配慮した暮らしをするまち

【地球環境】

資源やエネルギーの有効利用など地球温暖化防止など地球環境に配慮した取り組みを推進するまちをめざします。

自ら学び、みんなで協働して創るまち

【環境学習】

良好な環境を守り育てるため、市民・市民団体・事業者・市のみんなが協働し、自主的、積極的に取り組むまちをめざします。

## はじめに

この白書は、平成 24 年度から平成 33 年度までを計画年度とする「第 2 次小諸市環境基本計画」において環境指標として挙げた施策の進捗状況、小諸市の環境行政の現況などについて、年次報告書として取りまとめたものです。

この結果や、環境を取り巻く様々な状況の変化などを踏まえ、今後も多様化する環境問題への取組に努めていきます。また、国や長野県が取り組む **SDGs**※の達成について、小諸市としても達成を意識しながら環境施策を進めます。

### ※ SDGs (エスディージーズ 持続可能な開発目標)

- ◆ 2015 年 9 月、ニューヨーク国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択された 2030 年を年限とする国際目標です。
- ◆ 経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題の解決を目指すものであり、貧困や飢餓の根絶、強靱なインフラ構築と持続可能な産業化・技術革新の促進、不平等の是正、気候変動への対策、海洋資源の保全、陸域生態系、森林資源の保全など 17 の目標と、各目標を実現するための 169 のターゲット（達成基準）から構成されています。
- ◆ 先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく目標です。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標





# 目 次

1	豊かな自然環境が育まれるまち【自然環境】	1
2	健康で快適に暮らせるまち【快適環境】	4
3	安全で安心なまち【生活環境】	5
4	地球環境に配慮した暮らしをするまち【地球環境】	12
5	自ら学び、みんなで協働して創るまち【環境学習】	14

## 関連資料

①	大気常時監視測定結果	17
②	大気中二酸化窒素濃度測定結果	18
③	主要河川水質検査結果	20
④	地下水一斉検査結果	26
⑤	ごみ処理量の推移	27

## 参考資料

	小諸市環境条例	30
--	---------	----

# 1 豊かな自然環境が育まれるまち【自然環境】

## <基本方針>

本市は、雄大な浅間連峰の南斜面に位置し、市の南西部を流れる千曲川に数多くの清流が注ぐなど、豊かな自然環境に恵まれ、この中で、多種多様な生物が生息・生育しています。こうした恵まれた自然環境を守り、健全な生態系を維持するとともに、市民・市民団体・事業者の協力を得ながら豊かな自然環境が育まれるまちをめざして取り組みを進めます。

### 1-1 生物多様性の保全

#### ○ 野生動植物の保全対策

豊かな自然環境を保全し、健全な生態系と生物多様性を確保するため、小諸市環境条例に基づく指導や希少動植物の情報収集を行うなど、現状把握と環境の保全・改善に取り組みました。

平成 29 年度には、川辺地区にある「安藤百福センター」にビオトープが新たに作られました。これは、小諸市に生息する絶滅危惧種のチョウをはじめとする昆虫が住みやすい環境を整える、生物多様性の保全を目的とした企業の CSR 活動の一環として整備されました。市としては、今後の取り組みを支援するとともに、環境教育やイベントの場として利用させていただき、絶滅危惧種の保護対策や生物多様性の重要性などについて情報発信していきたいと考えています。

#### ○ 特定外来生物対策

特定外来生物法により特定外来生物として指定されている植物のうち、市内で多く繁殖している「アレチウリ」「オオキンケイギク」の駆除に取り組んでいます。

パトロールの実施により生育状況の調査を行ったほか、ホームページと広報こもろへの掲載やチラシの配布による市民への啓発活動を行いました。また、区内清掃の際に駆除を行っていただくことを目的に主に区長を対象とした駆除講習会を開催した他、区や「小諸アレチウリ駆除の会」が実施する駆除活動に対して参加・支援を行いました。

アレチウリ



オオキンケイギク



## ○ 野生鳥獣による被害防止

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマなどによる農作物等への被害に対し、小諸市野生鳥獣対策実施隊（隊員数：47名 構成員：鳥獣保護員、獣医師、狩猟免許保有者、市役所職員）や地域住民と連携して、生息環境管理、被害防除に努めました。

## 1-2 森林・農地の保全

### ○ 森林の保全

小諸市森林整備計画に基づき、森林の造林、育林を進め、「森林（もり）の里親制度」などにより企業や各種団体と協働による森林整備を進めました。

### 環境指標

指 標	策定時 (平成 27 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
間伐面積	24 ha/年	0.56 ha/年	56 ha/年

#### ○ 森林（もり）の里親事業活動

- ・ 沖電気工業㈱の社員との協働による森林整備ボランティア活動を実施
- ・ 沖電気工業㈱との里親協定締結に基づく森林整備を実施
- ・ ㈱ネイチャーズウェイと糠地生産森林組合との里親協定締結
- ・ ㈱ネイチャーズウェイとの里親協定締結に基づく森林整備を実施
- ・ 一般財団法人 more trees との里親協定締結

#### ○ 都市農村交流

- ・ 間伐体験と間伐材を活用したフォトフレーム作り

### ○ 農地の保全

農業基盤整備や新規就農者・後継者育成などを行いながら農地の保全を進めました。また、地域食材による特産品づくりの促進、農産物直売所の支援、地元農産物に関する情報提供、地産地消のPR等により地産地消を推進しました。

#### ○ 小諸市耕作放棄地再生事業補助金の交付による耕作放棄地の解消

#### ○ 担い手農家への農地利用集積の促進

#### ○ 小諸市地産地消応援サイト「おいしいこもろ」と地産地消推進キャラクター「こもろん」を活用したPR

#### ○ 軽トラック市・夕市・農産物出張販売等の開催

#### ○ 地産地消推進協力店を認定

#### ○ 学校給食・保育園給食への地元農産物の供給

### 1-3 水と緑の保全

#### ○ 良好な水辺環境の整備

千曲川の湧玉川流入口から布下までの支流河川からの排水流入に伴う水域の影響調査及び不法投棄監視のため、月2回の河川パトロールを実施しました。

また、信濃川を守る協議会（信濃川隣接市町村と県関係機関で構成）の活動として、繰矢川・乙女川周辺の河川一斉清掃を企業や団体の協力を得ながら実施しました。

### 1-4 自然とのふれあいの推進

#### ○ 自然と親しむ場所の確保

野菜や花などを栽培して自然と触れ合うとともに、農業への理解を深める場として市内6箇所の市民農園を管理運営しています。

浅間山クラブが実施する「ユキワリソウ」や「カモシカ」など自然観察会の開催を支援し、自然に親しむ機会の提供の充実を図りました。

相生坂公園の管理は「こもろグリーンクラブ」と協働しながら行うなど、市民の意向を踏まえた公園づくり、市民参加による公園管理を実施しました。

## 環境指標

指 標	策定時 (平成 27 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
市民一人当たりの 公園面積	16.8 m <sup>2</sup>	17.12 m <sup>2</sup>	16.9 m <sup>2</sup>

#### ○ 自然とふれあう機会の拡大

市民と協力しながら、自然散策やまち散策のルートを検討し市民や観光客に対してPRを行いました。

県外から農業体験活動を受け入れし、田植えや稲刈り、間伐、果樹や野菜の収穫などの体験プログラムの提供を行い、また、農村、農業体験のできる「みはらし交流館」の運営を行い、中山間地域が持つ魅力を活かした農地の有効利用を推進しました。

## 2 健康で快適に暮らせるまち【快適環境】

### <基本方針>

山並みの眺望、田園風景や歴史を感じさせるまち並みなど、自然環境と歴史的環境が調和した小諸らしい景観の保全・形成に努めます。

#### 2-1 景観の保全

小諸市景観計画により、建物の新築や工作物の設置など一定の行為に対して、景観形成上の基準を設けており、計画上の制限の合わないものに対しては変更を指導しています。

また、自然景観に配慮した道路整備、歴史的まち並み景観を活かした道路沿道整備、沿道緑化など、景観に配慮した道づくりを推進しています。

#### 2-2 緑化と美化の推進

市民と協力しながら、自然環境を保護するとともに地域の緑化と花いっぱい運動を推進しています。

道路沿線について、グリーンロードやインターアクセス道路の樹木の管理や剪定を行うとともに、花いっぱい運動への協力団体の方々に道路脇の花壇に植栽をしていただいています。また、区内清掃などの環境美化活動の実施を推進し、実施団体に対しては奨励金の交付を行っています。平成29年度は259件の申請があり、28,676人が参加しました。

### 環境指標

指 標	策定時 (平成27年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成33年度)
花いっぱい運動 参加団体数	81 団体	77 団体	90 団体

#### 2-3 歴史的文化遺産の保全

貴重な文化財の保存に取り組むとともに、歴史的建造物や歴史的まち並みと周辺の建築物とが調和する、歴史的景観を保全するために必要な措置を行いました。

### 3 安全で安心なまち【生活環境】

#### <基本方針>

大気・水質などの環境調査を実施し、市民生活・事業活動による環境負荷の削減などにより、安全で安心して暮らせる生活環境の確保に向け取組みを進めます。また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルや事業活動を見直し、ごみの発生量を抑制するとともに、再利用化、資源化を進め循環型社会の形成をめざします。

#### 3-1 大気環境の保全

##### ○ 大気環境の監視

大気汚染物質のうち環境基準が定められている物質については、長野県が測定局（小諸局・東信教育事務所、佐久局・佐久合同庁舎）を設置し、常時測定しています。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について環境基準（長期的評価）を達成しています。一方、光化学オキシダントは環境基準未達成（超過日数 88 日）となっていますが、光化学オキシダント注意報を発令する状況には至りませんでした。

市では、市内の主要幹線道路沿線 48 箇所において二酸化窒素による大気汚染状況の調査を継続実施しています。平成 29 年度は、すべての地点において環境基準を達成し、良好な状態でした。過去のデータと比較すると、緩やかな減少傾向またはほぼ横ばいの状態が認められます。

#### 環境指標

指 標	策定時 (平成 27 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
一般大気 環境基準達成率 (光化学オキシ ダントを除く)	100%	100%	100%

##### ○ 悪臭防止対策

工場・事業所から発生する悪臭については、立入検査を行い、必要に応じて臭気測定を実施するなど、「悪臭防止法」など関係法令に基づき長野県と連携しながら指導を行っています。

野外焼却により、煙で窓が開けられない、臭いが洗濯物につく、などの相談が多く寄せられています。農家が行う稲わらや雑草の焼却など例外的に認められている行為でも周辺に悪臭等の影響を及ぼしている場合は、焼却を中止していただき、近隣に迷惑にならないよう時間等配慮していただくよう指導を行っています。

## ○ 放射能対策

長野県が県内 7 箇所において常時監視している空間放射線量は、すべて国際放射線防護委員会 (ICRP) の年間被ばく限量 (自然放射線を除き 1mSv) の時間換算値 (19 $\mu$ Sv/h) を下回っています。

市では、水道水、下水道汚泥及び学校給食用食材、浅麓環境施設組合では汚泥発酵肥料 (浅麓エココンボ) の放射能濃度の測定を行っておりますが、平成 29 年度は検出されませんでした。

## 3-2 水環境・土壌環境の保全

### ○ 水資源の確保

小諸市の上水道水源は、全てが地下水と湧水であることなど、公的な目的で地下水を多く利用しています。また、水資源は市民共有の貴重な財産であり、公的な管理の下で持続的な保全を図る必要があります。このことから、平成 24 年 6 月に小諸市環境条例の一部改正を行い、「地下水は地域で共有する財産」であることを位置付けています。

近年、外国資本による森林買収など、目的不明な土地取引による地下水への影響や、涵養機能の低下などによる地下水の減少が懸念されていることから、平成 29 年 6 月に条例の一部改正を再度行い、地下水の採取の規制を強化しました。この改正条例は平成 30 年 1 月に施行され、小諸市内で井戸を設置するためには、原則として市長の許可が必要となりました。

加えて、外国資本等による水資源をねらったとも考えられる森林買収などについて、近隣市町村と情報共有を図りました。また、自治体のネットワークによる情報交換と共有、地域を越えた水資源の保全に取り組むことを目的とした『水資源保全全国自治体連絡会』へ参加し、全国の自治体から先進的事例等の情報収集を行いました。

### ○ 地下水の水質監視

市内の地下水の水質汚濁状況を監視するため、市内 40 箇所の井戸の水質検査を継続実施しています。検査項目は、飲用井戸等衛生対策要領に基づく 11 項目です。また、有機溶剤 2 項目を 4 年に 1 度の頻度で実施しています。

平成 29 年度の検査では、飲用不可の井戸が 18 箇所ありました。この内 13 箇所は、ろ過機等の取り付け、滅菌処理などを行えば飲用可能となります。残り 5 箇所については、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準超過しておりますが、汚染原因は農業由来の窒素肥料によるものと推測されます。

### ○ 河川の水質監視

市内の主要河川の水質と底質について、調査を継続実施しています。

河川、海域などの公共用水域には、水質汚濁に係る環境基準が設定されており、生活環境に関する「生活環境項目」と、人の健康の保護に関する「健康項目」があ

ります。生活環境項目については河川ごとに類型指定がされており、類型に応じた環境基準が適用されます。なお、市内では千曲川がA類型に指定されています。健康項目については全河川に適用されます。底質については環境基準の設定がありませんが、健康項目のうち、重金属等の蓄積性のある9項目を実施しています。

① 生活環境項目について

11 河川 12 箇所において年 4 回の調査を実施しました。このうち、有機物による汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)については、類型指定がされていない河川を含めすべて A 類型の環境基準値を下回っており、河川の汚染度は低いといえます。

② 健康項目について

10 河川 11 箇所において年 1 回調査を実施しましたが、すべて A 類型の環境基準を下回っていました。

③ 底質調査について

10 河川 11 箇所において年 1 回調査を実施し、砒素が 11 箇所、水銀が 6 箇所、セレンが 1 箇所検出されました。環境基準の設定がないため比較はできませんが、例年と比較しても大きな変化はなく、自然由来のものと考えられます。

**環境指標**

指 標	策定時 (平成 27 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
千曲川の水質 (年平均 BOD)	1.095 mg/ℓ	1.2 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ

○ **生活排水対策**

① 下水道の普及状況と水洗化の状況

平成 29 年度末の普及率は、公共下水道事業 52.1% (前年 52.0%)、特定環境保全公共下水道事業 15.2% (前年 15.2%)、農業集落排水事業 17.2% (前年 17.3%) となっています。これに合併処理浄化槽による処理を加えた生活排水処理人口普及率は 98.0% (前年 97.7%) となります。

また、水洗化率については、公共下水道事業が 90.2%、特定環境保全公共下水道事業が 93.8%、農業集落排水事業が 84.2%、合計水洗化率は 90.2% となっています。水洗化率の向上のため、公共下水道供給区域内において、供給開始後 3 年を経過した住宅を訪問して接続依頼をするなどの取組みを行っています。

② 下水道区域外における合併処理浄化槽の設置促進

市では、河川の水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置者へ補助金を交付して普及促進に努めています。平成 29 年度は 56 基の設置に対して補助金を交付しました。

## 環境指標

指 標		策定時 (平成 27 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
汚水処理 公共下水道 農業集落排水 合併処理浄化槽	普及率	98.2 %	98.0 %	98.8 %
	水洗化率	86.4 %	90.2 %	91.2 %
	汚水処理率	85.9 %	89.2 %	90.5 %

### ○ 事業場排水対策

小諸市環境条例に基づき、油水分離槽等の特定施設に立入調査を実施し、排水基準の適合状況等について確認を行うとともに、不備事項に対して改善指導を行いました。平成 29 年度は 68 件実施し、内 4 件に改善指導を行いました。

### ○ 油流出事故への対応

交通事故によるガソリン流出や冬季のホームタンクからの灯油流出など、土壤汚染・水質汚濁につながる事故の発生時には、警察・消防・県・他市町村等関係機関と連携して被害拡大の防止に努めました。また、一般家庭などに対して、「広報こもろ」等で灯油等の漏えい防止の啓発に努めました。

## 3-3 騒音・振動対策

### ○ 自動車交通騒音対策

市では、実施計画（5 ヵ年計画）を策定し、高速道路、一般国道及び県道で自動車騒音の調査を実施しています。

平成 29 年度は、上信越自動車道の 1 地点で調査を実施した結果、道路近傍騒音レベルは、昼間・夜間ともに環境基準値を満たしていました。

### ○ 事業活動などに伴う騒音・振動対策

工場・事業所からの騒音・振動については、「騒音規制法」「振動規制法」など関係法令に基づき原因者への指導を行っています。

騒音・振動が著しく発生する建設作業に対しては、規制基準の遵守、近隣への説明と配慮、作業時間の厳守、低騒音型機械の使用などの指導を行っています。

### 3-4 有害化学物質対策

#### ○ 有害化学物質の排出防止対策

PCB・ダイオキシン・アスベストなど有害化学物質の適正処理については、県と連携して指導を行っています。

不法投棄や燃料不適物の屋外焼却、小型焼却炉などに対する指導・監視を実施しました。

### 3-5 さまざまな公害への対策

#### ○ 公害苦情の適正処理

平成29年度の公害苦情の受付件数は46件で、平成28年度の68件から大幅に減少しました。今後も関係機関と連携を図りながら、迅速・適切に処理していきます。

公害の未然防止のため、事業者に対し公害防止対策の徹底を指導しています。また、企業の拡張や新規の進出にあたっては、環境保全協定書の締結・公害の未然防止の対策を講じさせるとともに、周辺地域との調和を保つよう努めています。

## 環境指標

指 標	策定時 (平成27年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成33年度)
公害苦情受付件数	71件	46件	70件

### 3-6 廃棄物の適正処理

#### ○ 排出ルール徹底について

分かりづらい分別品目について、「広報こもろ」に毎号掲載して周知を行っています。また、ごみ資源収集カレンダーを全戸配布し、別荘地や集合住宅の集積所にも設置するなど、排出ルールの一層の徹底を図っており、悪質な違反排出者等へは直接指導を行っています。

ごみ焼却施設 クリーンヒルこもろ



○ 違法焼却炉と野外焼却への対応について

廃棄物の野外焼却（いわゆる野焼き）、基準を満たしていない焼却炉の使用など、「廃棄物処理法」により禁止されている行為を発見した場合は、警察等の関係機関と連携し、指導を行っています。

平成 29 年度の苦情受付件数は 18 件となっており、平成 28 年度の 35 件から大幅に減少しています。今後もパトロールの実施により監視を強化し、苦情に対しては迅速・適切に処理していきます。

環境指標

指 標	策定時 (平成 27 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
野外焼却苦情 受付件数	42 件	18 件	40 件

3-7 廃棄物の資源化

○ 廃棄物の資源化の推進

3R 運動「リデュース（ごみの発生抑制）リユース（再使用）リサイクル（再資源化）」の普及啓発のため、「広報こもろ」で資源のリサイクル状況について周知するほか、「レジ袋削減」を目指して市内スーパーにてごみ減量アドバイザーによるマイバック普及啓発活動を実施しています。

また、地区や団体の資源回収活動に対して報奨金を交付しているほか、下水道汚泥を原料としたエコセメント、生ごみの肥料化、廃油の拠点回収の実施など、廃棄物を資源として有効に利用しています。

環境指標

指 標	策定時 (平成 27 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
一人 1 日当たりの ごみの排出量 ※	582 g (787 g)	582 g (791 g)	580 g
ごみの資源化率 (家庭から排出されるごみ)	51.7%	42.9%	54.6%
集団資源回収	1,104 t	1,016 t	1,154 t

※ 家庭から排出されるごみ。括弧内は事業系一般廃棄物を加えた量。

### 3-8 不法投棄対策

#### ○ 不法投棄対策の強化

不法投棄防止看板の設置による啓発活動、監視カメラ設置や監視パトロールの実施をし、不法投棄を発見した場合は、関係機関と連携し早期対応と適切な処理に努めました。

#### 環境指標

指 標	策定時 (平成 27 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
不法投棄対応件数 (行為者判明)	21 件	8 件	21 件

### 3-9 交通環境の整備

#### ○ 交通安全施設等の整備

交通事故の未然防止のため、危険箇所の調査、関係機関による通学路の合同点検などを行い、交通安全施設等の整備を行いました。

- ・ ガードレールやガードパイプ 76.5m
- ・ 道路反射鏡や標識の設置 77 箇所
- ・ 区画線 13,722m
- ・ グリーンベルト 1,510m
- ・ 交通安全桃太郎旗の支給 約 200 枚

#### ○ 公共交通の利用促進

しなの鉄道や J R 小海線の整備充実を沿線市町村との連携を図りながら推進しています。平成 29 年度は、小諸駅のバリアフリー化工事(全てのホームにエレベーターを設置)が完了しました。

市コミュニティバスである予約制相乗りタクシー「こもろ愛のりくん」及び定時定路線バス「愛のりすみれ号」については、利用者の声や車内アンケートを基に、乗降場所の追加や路線の変更などの運行改善を実施し、利用者の利便性の向上に努めました。

#### 環境指標

指 標	策定時 (平成 27 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
コミュニティ交通 利用者数	74,599 人	70,194 人	91,000 人

## 4 地球環境に配慮した暮らしをするまち 【地球環境】

### <基本方針>

地球温暖化に対応し、温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーの利用やエネルギーの効率的な利用の仕方の検討、省エネルギー型施設・機器の普及を、今ある自然環境や景観と調和を図りながら推進します。

また、エコ生活など温暖化防止の取り組みを家庭や地域、社会へ広げる取り組みを推進します。

### 4-1 「共に取り組むCO2削減計画こもろ」「エコオフィスこもろ」の推進

#### ○ 温室効果ガスの排出量の削減

計画期間を2014年度（平成26年度）から2021年度（平成33年度）の8年間とする、「共に取り組むCO2削減計画こもろ（小諸市地球温暖化対策地域推進計画）」を策定し、市民、事業者と一体となって推進しています。温室効果ガスの排出量の削減目標として、『2020年度までに1990年度比10%減』を掲げています。

2015年12月にCOP21で採択されたパリ協定を踏まえ国が閣議決定した「地球温暖化対策計画（2016年5月）」では、『2030年度に2013年度比で26%減』を中期目標とし、長期的な目標として『2050年度までに80%減を目指す』とされています。小諸市においても、国の目標を基準とし、さらなる削減に取り組むため、削減目標の見直しを含めて検討していきます。

#### ○ 市の事務事業による温室効果ガス排出量等の削減

エコオフィスこもろ（小諸市役所地球温暖化防止実行計画）を策定し、平成33年度までに平成28年度比で5%削減を目標に、市が行う事業から発生する温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

冷暖房の使用の抑制、不要な照明の消灯など電気節約のほか、平成29年度は環境負荷の少ない低燃費車両を4台導入し、防犯灯64台をLEDに取り替えました。

また、間接的に温室効果ガス削減につながる廃棄物量の削減策として、市内中学校では給食の残食量削減に取組み、6年前と比較すると60分の1に減少しました。

### 環境指標

指 標	策定時 (平成27年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成33年度)
市役所における ガソリン使用量	49,504 ㍉	53,163 ㍉	48,435 ㍉
市役所における 軽油使用量	24,459 ㍉	24,180 ㍉	22,663 ㍉

## 4-2 低炭素社会への移行推進

### ○ 再生可能エネルギー事業の促進

再生可能エネルギーの普及については、平成 24 年度の再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の導入等の施策により、小諸市内でも太陽光発電の導入が増加しました。しかし一方で、森林や住宅地の近隣を開発して設置されるなど、自然環境や生活環境、景観、防災への影響が懸念される事例、地域と事業者でトラブルが発生する事例が生じています。これに伴い、平成 29 年度に市の考え方、事業者が配慮・検討すべき事項を示した「小諸市事業用太陽光発電設備設置に係るガイドライン」を作成し公表しました。地域と事業者との相互理解のもと、今ある自然環境や景観と調和を図りながら引き続き太陽光発電事業を促進していきます。

また、補助金活用や民間事業者への屋根貸事業の実施により、引き続き公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めます。平成 29 年度は、再生可能エネルギー設備導入による公共施設の低炭素化を目的とし、5 施設を対象に事業化可能性調査を実施しました。「共に取り組む CO2 削減計画こもろ」の短期削減目標（2020 年に 1990 年比 10%削減）のうち 4.3%に相当する CO2 削減が見込まれ、補助金制度の活用により 15 年以内での投資回収が可能である、との調査結果がでましたので、事業の実現に向けて取り組んでいきます。

### 環境指標

固定価格買取制度(FIT)における再生可能エネルギー発電設備の導入状況  
経済産業省資源エネルギー庁公表

指 標	策定時 (平成 27 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
太陽光発電設備 容量	26,709 kW	41,680 kW ※	34,800 kW

※平成 29 年 3 月末時点

### ○ 省エネルギー機器の普及促進

広報こもろやホームページへの掲載、学習会での講演などを通して、給湯器や冷蔵庫など家庭で使われる機器の購入や買い替えの機会に高効率機器への転換を促進し、家庭で出来る省エネの取組みなどを支援しています。

また、事業者の省エネの取組みを促進するため、「エコアクション 21」などの環境マネジメントシステムの導入促進を図っています。

### ○ 雨水利用の推進

公共施設において、雨水の利活用を進めています。

市役所庁舎では、各階のトイレ、庁舎周りの植栽の散水に雨水を利用しています。

## 5 自ら学び、みんなで協働して創るまち 【環境学習】

### <基本方針>

複雑化、多様化する環境問題の解決にあたっては、より多くの人が環境に関心を持ち、環境保全の大切さを理解した上で協力しながら取り組む必要があります。このため、市は率先して環境保全活動に取り組むよう推進します。

### 5-1 環境学習の推進

#### ○ 環境学習の推進と環境情報の提供

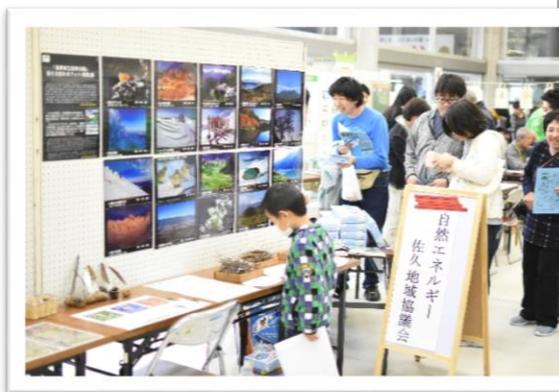
出前講座、施設見学、自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習の推進を図りました。また、学校や地域における環境教育やイベントの開催を通して、意識啓発を図りました。

省エネやごみの分別方法など環境に関する情報について、広報こもろや市ホームページなどを活用し、市民に対して提供やPRを行いました。

#### 開催実績の一部

##### ○ 2018 環境フェア in 佐久 JampOut!小諸の開催

豊かな環境づくり佐久地域会議の協力により、小諸市文化センターで開催された「小諸市公民館まつり」に、オリジナルエコバックづくり、燃料電池ミニカー工作、ごみ減量クイズなど環境に関するブースを出展しました。



- 環境教室・イベント・出前講座
  - ・ 地球温暖化防止、ソーラークッカー体験
  - ・ ごみの減量と分別
  - ・ 森林体験学習
  - ・ 市内で駆除された野生動物の解剖実習
  - ・ 子ども用衣服等の無料交換会
  - ・ 古文書解読講座
  - ・ 星空観察会
  - ・ フジバカマ移植会
- 施設見学
  - ・ ごみ処理施設（クリーンヒルこもろ）
  - ・ 水道施設（配水池・水源）

## 環境指標

指 標	策定時 (平成 27 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
環境教育講座数	2 講座	3 講座	6 講座

### 5-2 環境に配慮した活動の推進

#### ○ 環境に配慮した活動の推進

区内清掃や道ぶしん、資源回収などを行う団体へ奨励金を交付するなど、環境保全活動への支援を行いました。こどもエコクラブへの参加を推進し、参加者の活動を応援しました。

第3期ごみ減量アドバイザーとして、新たに1名の養成を行い、レジ袋削減やごみの分別などについてイベントや啓発活動を行いました。

## 環境指標

指 標	策定時 (平成 27 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
こどもエコクラブ 登録団体数	1 団体	2 団体	3 団体

関連資料

## 平成 29 年度 大気常時監視測定結果

二酸化硫黄（平均値）（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）（単位：ppm）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
佐久局	0.006	0.007	0.005	0.005	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004

二酸化窒素（平均値）（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）（単位：ppm）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
小諸局	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.010	0.011	0.008	0.010	0.008

浮遊粒子状物質（平均値）（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）（単位：mg/m<sup>3</sup>）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
佐久局	0.011	0.016	0.014	0.017	0.012	0.010	0.007	0.011	0.007	0.005	0.008	0.009

光化学オキシダント（平均値）（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）（単位：ppm）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
小諸局	0.051	0.055	0.049	0.039	0.031	0.037	0.031	0.029	0.029	0.034	0.040	0.049

微小粒子状物質（平均値）（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）（単位：μg/m<sup>3</sup>）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
佐久局	10.8	12.9	11.2	11.3	7.3	7.9	7.0	11.1	7.3	4.8	9.3	9.7

### 一般大気環境基準達成状況（長期的評価）

	H25	H26	H27	H28	H29
二酸化硫黄（佐久局）	○	○	○	○	○
二酸化窒素	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質（佐久局）	○	○	○	○	○
微小粒子状物質（佐久局）	○	○	○	○	○

### 光化学オキシダントの環境基準超過日数

H25	H26	H27	H28	H29
102	82	75	70	88

小諸局：東信教育事務所（小諸市与良町 6-5-5）

佐久局：佐久合同庁舎（佐久市大字跡部 65-1）

平成23～29年度 小諸市内大気中二酸化窒素濃度測定結果一覧

地点No.	地区区分	地点名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1	国道18号	芝生田多古神社	0.022	0.020	0.018	0.017	0.016	0.017	0.017
2		浅間技研入り口	0.017	0.018	0.012	0.015	0.016	0.014	0.013
3		西原区入口	0.016	0.017	0.012	0.012	0.014	0.012	0.013
4		R141. R18. 合流点	0.017	0.016	0.017	0.012	0.016	0.013	0.014
5		諸交差点	0.020	0.022	0.018	0.014	0.016	0.015	0.013
6		平林信号	0.018	0.018	0.012	0.012	0.017	0.014	0.012
7		三和	0.013	0.019	0.019	0.011	0.012	0.013	0.012
8		ルートイン小諸前	0.016	0.016	0.016	0.012	0.011	0.014	0.011
9		加増交差点	0.014	0.012	0.014	0.009	0.016	0.010	0.013
10		サエーラあさま付近	0.014	0.015	0.014	0.009	0.012	0.011	0.012
11		四ツ谷東	0.012	0.012	0.013	0.010	0.013	0.013	0.011
12		平原グリーンロード入り口	0.012	0.019	0.012	0.012	0.012	0.012	0.013
13		平原工業団地入り口	0.014	0.021	0.016	0.012	0.013	0.016	0.014
14		クボタ車両脇カーブ標識	0.021	0.011	0.009	0.008	0.013	0.010	0.011
15	国道141号	栃木交差点	0.014	0.013	0.012	0.009	0.010	0.010	0.011
16		矢野ディーゼル前	0.015	0.012	0.008	0.009	0.008	0.010	0.009
17		相生町	0.016	0.013	0.008	0.012	0.010	0.011	0.008
18		赤坂交差点	0.014	0.008	0.007	0.010	0.008	0.010	0.009
19		南町交差点	0.014	0.011	0.008	0.008	0.008	0.009	0.008
20		小諸厚生病院前	0.010	0.013	0.010	0.008	0.010	0.010	0.008
21		御幸町交差点出光前	0.017	0.009	0.005	0.007	0.007	0.011	0.007
22		御幸町ツルヤ小諸東店前	0.014	0.013	0.012	0.010	0.010	0.013	0.011
23		県道小諸中込線合流点	0.012	0.008	0.007	0.007	0.007	0.010	0.007
24		四ツ谷デイレースストア前	0.015	0.012	0.008	0.009	0.010	0.011	0.010
25		湧玉川橋北交差点						0.009	0.013
26	御影新田池の前交差点						0.007	0.011	
27	旧国道141号 (市道0146号)	三岡駅前	0.013	0.010	0.009	0.008	0.009	0.009	0.010
28		谷地原交差点	0.008	0.016	0.009	0.009	0.010	0.013	0.012
29		和田交差点	0.010	0.012	0.010	0.009	0.011	0.011	0.012
30	その他	乙女湖公園入り口	0.008	0.007	0.006	0.006	0.004	0.008	0.006
31		小原交差点	0.012	0.006	0.007	0.005	0.006	0.007	0.008
32		東小諸県営住宅前	0.010	0.008	0.006	0.005	0.006	0.007	0.007
33		古城交差点	0.014	0.010	0.006	0.008	0.007	0.009	0.008
34		市町交差点	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007	0.009	0.009
35		小諸しんまちバス停	0.009	0.007	0.006	0.007	0.004	0.007	0.006
36	八満交差点						0.010	0.009	
37	市街地	荒堀交差点	0.013	0.009	0.006	0.008	0.008	0.009	0.007
38		紺屋町入り口	0.012	0.010	0.008	0.010	0.007	0.009	0.009
39		市役所	0.009	0.008	0.006	0.011	0.005	0.009	0.007
40		小諸駅ロータリー	0.012	0.009	0.008	0.007	0.006	0.009	0.007
41		本町長野銀行前	0.012	0.010	0.011	0.008	0.006	0.008	0.009
42		相生町アパ・マン前	0.015	0.011	0.010	0.009	0.008	0.009	0.009
43		労働基準監督署傍	0.011	0.009	0.008	0.008	0.006	0.007	0.007
44	サンライン	南ヶ原入口交差点						0.008	0.008
45		柏木入口交差点						0.011	0.014
46		信州浅間高原 マルシェ前						0.006	0.006
47		菱野交差点						0.010	0.005
48	小諸インター北交差点						0.016	0.011	
平均値			0.014	0.012	0.010	0.010	0.010	0.011	0.010
中央値			0.014	0.012	0.009	0.009	0.010	0.010	0.010
標準偏差			0.003	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003
最大値			0.022	0.022	0.019	0.017	0.017	0.017	0.017
最小値			0.008	0.006	0.005	0.005	0.004	0.006	0.005

## 環境基準値

### ○大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

#### 備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 $\mu$ m以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならぬよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

### ○光化学オキシダント発令基準

注意報	オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上のとき
警報	オキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上のとき
重大警報	オキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上のとき

### ○微小粒子状物質に係る環境基準

物質名	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であること。

#### 備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 $\mu$ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

平成29年小諸市内主要河川定期水質検査結果

採水日：平成29年5月10日

河川名	項目													標準値
	深沢川 下流	千曲川 布引下	花川 下流	栃木川 下流	中沢川 下流	松井川 下流	蛇堀川 下流	笹沢川 中流	千曲川 宮沢	湧玉川 下流	血掛川 下流	繰矢川 下流	標準値	
気温	12.0	12.0	16.0	13.0	12.0	12.0	14.0	13.0	13.0	14.0	13.0	13.0		
水温	13.0	14.0	13.0	13.0	13.0	13.0	14.0	13.0	14.0	14.0	14.0	14.0		
水素イオン濃度(pH)	7.4	7.7	7.7	7.8	8.0	8.2	8.2	8.0	8.1	8.3	8.1	8.3	6.5以上8.5以下	
生物化学的酸素消費量(BOD)	1.0	1.6	1.4	1.2	0.8	1.0	1.4	1.5	1.3	1.8	1.2	1.4	2mg/ℓ以下	
懸濁物質(SS)	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1	1未満	25mg/ℓ以下	
溶存酸素(DO)	9.8	10	9.0	10	9.7	10	9.9	9.5	11	9.7	9.6	10	7.5mg/ℓ以上	
大腸菌群数	1700	2400	160000	13000	4900	7900	4900	2400	790	4900	92000	22000	1000MPN/100mℓ以下	
全窒素(T-N)	4.0	1.6	1.9	1.6	2.5	2.4	1.9	2.0	1.5	1.9	2.6	4.2		
全リン(T-P)	0.76	0.057	0.12	0.12	0.10	0.11	0.057	0.047	0.055	0.077	0.47	0.17		

20

採水日：平成29年8月21日

河川名	項目													標準値
	深沢川 下流	千曲川 布引下	花川 下流	栃木川 下流	中沢川 下流	松井川 下流	蛇堀川 下流	笹沢川 中流	千曲川 宮沢	湧玉川 下流	血掛川 下流	繰矢川 下流	標準値	
気温	26.0	26.0	26.0	26.0	27.0	27.0	32.0	31.0	30.0	31.0	21.0	33.0		
水温	19.0	20.0	19.0	19.0	17.0	19.0	20.0	19.0	20.0	20.0	18.0	20.0		
水素イオン濃度(pH)	7.4	7.6	8.1	8.0	8.0	8.2	7.9	8.0	7.9	8.4	7.9	8.2	6.5以上8.5以下	
生物化学的酸素消費量(BOD)	0.9	1.3	1.1	1.1	1.0	1.2	1.8	1.0	1.0	1.2	0.9	1.0	2mg/ℓ以下	
懸濁物質(SS)	22	12	8	3	5	2	9	22	11	9	6	6	25mg/ℓ以下	
溶存酸素(DO)	8.6	8.6	9.1	8.5	9.0	8.8	7.7	8.1	9.0	8.4	8.4	8.8	7.5mg/ℓ以上	
大腸菌群数	7000	11000	24000	11000	49000	92000	160000	17000	7900	7000	17000	54000	1000MPN/100mℓ以下	
全窒素(T-N)	2.4	1.6	1.0	0.93	1.8	1.9	2.0	0.8	1.4	1.3	2.5	2.7		
全リン(T-P)	0.50	0.100	0.08	0.09	0.09	0.10	0.079	0.051	0.074	0.160	0.48	0.18		

平成29年小諸市内主要河川定期水質検査結果

採水日：平成29年11月20日

項目	河川名													標準値
	深沢川 下流	千曲川 布引下	花川 下流	栢木川 下流	中沢川 下流	松井川 下流	蛇堀川 下流	笹沢川 中流	千曲川 宮沢	湧玉川 下流	血掛川 下流	繰矢川 下流	標準値	
気温	2.0	2.0	7.0	7.0	3.0	4.0	7.0	7.0	9.0	8.0	8.0	11.0		
水温	4.0	7.0	7.5	6.0	7.0	8.0	6.0	4.0	6.0	6.0	5.0	7.0		
水素イオン濃度(pH)	7.6	7.9	8.1	7.8	7.9	8.2	8.2	8.0	8.1	8.2	8.0	8.2	6.5以上8.5以下	
生物化学的酸素消費量(BOD)	0.7	0.8	0.7	0.6	0.7	1.4	1.1	0.9	0.8	1.2	1.1	1.0	2mg/ℓ以下	
懸濁物質(SS)	1	1	2	1	1未満	1未満	1	1未満	1未満	4	4	1	25mg/ℓ以下	
溶存酸素(DO)	12	12	12	11	11	11	11	11	13	11	9.8	11	7.5mg/ℓ以上	
大腸菌群数	49	1100	240	790	1300	4900	7900	240	490	4600	3300	1100	1000MPN/100mℓ以下	
全窒素(T-N)	0.97	1.5	0.62	1.1	2.2	2.0	1.8	0.92	1.7	2.9	4.0	4.8		
全リン(T-P)	0.04	0.069	0.10	0.09	0.10	0.09	0.093	0.033	0.050	0.150	0.40	0.11		

2

採水日：平成30年2月15日

項目	河川名													標準値
	深沢川 下流	千曲川 布引下	花川 下流	栢木川 下流	中沢川 下流	松井川 下流	蛇堀川 下流	笹沢川 中流	千曲川 宮沢	湧玉川 下流	血掛川 下流	繰矢川 下流	標準値	
気温	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	3.0	2.0	/	8.0	5.0	5.0	10.0		
水温	3.0	4.0	8.0	5.0	6.0	5.0	6.0	/	6.0	5.0	6.0	5.0		
水素イオン濃度(pH)	7.5	7.8	8.0	7.9	8.0	8.1	8.2	/	8.0	8.2	8.0	8.1	6.5以上8.5以下	
生物化学的酸素消費量(BOD)	1.4	1.6	0.8	0.8	1.3	1.2	1.8	/	1.0	1.6	1.5	1.2	2mg/ℓ以下	
懸濁物質(SS)	1未満	8	3	3	4	2	2	/	1	14	5	3	25mg/ℓ以下	
溶存酸素(DO)	13	12	11	12	12	12	13	/	14	13	11	12	7.5mg/ℓ以上	
大腸菌群数	49	1300	490	490	790	1300	3300	/	330	700	3300	4900	1000MPN/100mℓ以下	
全窒素(T-N)	0.64	1.5	0.62	0.72	2.1	1.3	2.0	/	1.4	3.1	4.8	4.9		
全リン(T-P)	0.03	0.069	0.08	0.06	0.08	0.07	0.072	/	0.045	0.230	0.48	0.10		

# 平成29年度 小諸市内主要河川水質検査結果

採水月日 平成29年11月20日

天気 曇

項目 (単位はmg/L)	深沢川 下流	千曲川 布引下	花川 下流	栃木川 下流	中沢川 下流	松井川 下流	蛇掘川 下流	千曲川 宮沢	湧玉川 下流	血掛川 下流	線矢川 下流	人の健康の保護に 関する環境基準
カドニウム	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
シアン	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	検出されないこと
鉛	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
六価クロム	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.05以下
砒素	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下
総水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと
P C B	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと
ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
チウラム	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
シマジン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
セレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.64	1.6	0.61	0.96	2.2	1.9	2.2	1.4	2.6	3.8	5.6	10以下
ふっ素及びその化合物	0.08未満	0.08未満	0.54	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.09	0.10	0.08未満	0.8以下
ほう素	0.02未満	0.059	0.066	0.042	0.057	0.021	0.033	0.053	0.11	0.078	0.038	1以下
1,4-ジオキササン	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下

平成29年度 小諸市内主要河川底質検査結果

採水月日 平成29年11月20日

天気 曇

項目 (単位はmg/L)	深沢川 下流	千曲川 布引下	花川 下流	栃木川 下流	中沢川 下流	松井川 下流	蛇掘川 下流	千曲川 宮沢	湧玉川 下流	皿掛川 下流	線矢川 下流
カドニウム	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
全シアン	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
鉛	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
六価クロム	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
砒素	4.1	4.0	2.5	2.3	2.5	1.6	2.3	4.8	3.4	3.7	2.4
総水銀	0.06	0.01	0.01未満	0.01	0.02	0.01未満	0.01未満	0.02	0.01	0.01未満	0.01未満
アルキル水銀	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
P C B	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
セレン	0.52	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満

## 環境基準値 水質汚濁に関する環境基準

### ○人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエチレン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

○生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 累計	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度（pH）	生物化学的 酸素要求量 （BOD）	浮遊物質 量（SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌 群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ 以下	別に水域累計ごとに 指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100mℓ 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—	

備考

- 1 基準値は日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活において不快感を生じない程度



## ■ ごみ処理量の推移

### 1 分別区分ごとの推移

(単位：t)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比較
燃やすごみ	5,612	5,811	6,034	6,686	7,080	105.9%
埋立ごみ	567	579	420	289	300	103.8%
生ごみ	2,564	2,503	2,441	2,367	2,258	95.4%
資源ごみ	3,626	3,556	3,370	3,030	2,690	88.8%
合計	12,369	12,449	12,265	12,372	12,328	99.6%

### 2 家庭系ごみと事業系ごみの推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比較
家庭系	7,884	8,044	7,998	8,043	8,062	100.2%
事業系	3,240	3,189	3,163	3,226	3,250	100.7%
集団回収	1,245	1,216	1,104	1,103	1,016	92.1%
合計	12,369	12,449	12,265	12,372	12,328	99.6%

### 3 分別区分ごとの推移の内訳

#### (1) 燃やすごみ

(単位：t)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比較
家庭系	3,622	3,796	4,012	4,559	4,886	107.2%
事業系	1,990	2,015	2,022	2,127	2,194	103.1%
合計	5,612	5,811	6,034	6,686	7,080	105.9%

#### (2) 埋立ごみ

(単位：t)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比較
家庭系	493	509	372	289	300	103.8%
事業系	74	70	48	0	0	—
合計	567	579	420	289	300	103.8%

#### (3) 生ごみ

(単位：t)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比較
家庭系	1,388	1,399	1,348	1,268	1,202	94.8%
事業系	1,176	1,104	1,093	1,099	1,056	96.1%
合計	2,564	2,503	2,441	2,367	2,258	95.4%

## (4) 資源物

(単位：t)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比較
ガラスびん	370	347	346	324	304	93.8%
缶	109	99	89	82	84	102.4%
紙パック	3	2	2	2	1	50.0%
ペットボトル	58	53	51	51	45	88.2%
プラスチック製 容器包装	390	391	379	387	382	98.7%
新聞紙	299	278	241	204	189	92.6%
雑誌・雑がみ	506	489	448	375	344	91.7%
段ボール	127	127	116	93	91	97.8%
古着	242	245	233	183	169	92.3%
剪定枝	259	291	344	206	46	22.3%
廃食用油	6	4	5	9	8	88.9%
乾電池	8	9	8	8	8	100.0%
蛍光管	4	5	4	3	3	100.0%
合計	2,381	2,340	2,266	1,927	1,674	86.9%

## (5) 集団回収

(単位：t)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比較
古紙類	1,211	1,184	1,072	1,061	984	92.7%
金属類	28	28	28	38	29	76.3%
びん類	5	4	4	4	3	75.0%
廃食用油	1	0	0	0	0	0.0%
合計	1,245	1,216	1,104	1,103	1,016	92.1%

【参考】申請件数

496

506

515

462

406

# 環境条例

○小諸市環境条例

平成12年9月29日

条例第27号

改正 平成19年6月28日条例第17号

平成22年6月30日条例第8号

平成24年6月27日条例第19号

平成26年9月25日条例第33号

平成29年6月27日条例第25号

小諸市生活環境保全条例（昭和62年小諸市条例第7号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第7条—第9条）

第2節 環境の保全に関する施策（第10条—第16条）

第3章 小諸市環境審議会（第17条—第22条）

第4章 環境の保全に関する規制事項

第1節 開発行為の規制（第23条—第40条）

第2節 地下水の保全（第41条—第56条）

第3節 緑化推進と緑の保全（第57条—第64条）

第4節 公害の防止（第65条—第76条）

第5節 放送電波障害の防止（第77条—第82条）

第6節 雑則（第83条・第84条）

第5章 補則（第85条）

第6章 罰則（第86条・第87条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）の理念にのっとり、環境の保全についての基本理念と市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、良好な自然環境及び生活環境の保全に関し必要な事項を定め、もって現在及び将来の市民

の健康で文化的な生活の確保と福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業活動を営む個人又は法人をいう。
- (2) 市民 市内に住所若しくは居所を有する者又は市内において事業活動に従事する者をいう。
- (3) 環境 人又は生物を取り巻き、それと相互に影響を及ぼし合うものとして見た外界(地下水を含む。)をいう。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(平24条例19・一部改正)

(基本理念)

第3条 環境の保全は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者の適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深く関わることに配慮するとともに、地域で共有する財産であることを認識し、全ての事業活動及び日常生活において地球環境及び地域の環境の保全に資するよう行われなければならない。

(平24条例19・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に資するよう配慮するとともに、国及び他の地方公共団体との連携を図り、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴い生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念に基づき、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の減量等環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念に基づき、環境保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を次の各号に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、森林、農地、水辺等における多様な自然環境の保全を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。

(3) 自然環境と一体となった美しい自然景観の保全、地域の歴史的文化的な特性を生かした田園及び都市景観の形成、水や緑に親しむことができる公共空間の形成等を図ることにより潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造すること。

(4) 廃棄物の発生を抑制し、及び資源・エネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。

(5) 市民及び事業者の環境保全に資する自主的かつ積極的な取組が促進されるように環境に関する教育、啓発等を行うこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境への配慮の指針

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境状況等の把握及び公表)

第9条 市は、環境の状況等を把握するため必要な調査及び監視を行うとともに、市が講じた環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

#### 第2節 環境の保全に関する施策

(規制措置)

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(支援措置)

第11条 市は、市民又は事業者が自ら環境への負荷の低減のための施設整備又は自発的な環境保全に関する活動を行う場合にあっては、助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者に対し、その事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備)

第14条 市は、環境の保全に資する公共施設の整備その他これらに類する事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全)

第15条 市は、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を保全し、活用するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深めるために、環境教育及び環境学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に必要な情報を整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

#### 第3章 小諸市環境審議会

(設置)

第17条 法第44条の規定により、小諸市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第18条 審議会は、環境の保全に関し、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第19条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者及び市民のうちから市長が委嘱する。

3 前項に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

（平19条例17・平22条例8・一部改正）

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第21条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第22条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

#### 第4章 環境の保全に関する規制事項

##### 第1節 開発行為の規制

(開発行為)

第23条 開発行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

(2) 建築物、その他の工作物の新築、改築又は増築

- (3) 土石の類の採取
  - (4) 木竹の伐採
  - (5) 太陽光発電設備の設置  
(平26条例33・一部改正)
- (開発規制地区の指定)

第24条 市長は、良好な環境を保全するため必要と認めるときは、開発規制地区を指定することができる。

2 前項の開発規制地区（以下「規制地区」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 開発特別規制地区 治山、治水、地下水の確保及びその他市民の生活を擁護するため開発行為を特別に規制する地区（以下「特別規制地区」という。）
- (2) 開発普通規制地区 前号に掲げる地区以外の地区であって、その地域の特性に応じて開発行為を調整し、又は規制する地区（以下「普通規制地区」という。）

3 市長は、前項の規定により規制地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、規制地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(指定の変更及び解除)

第25条 市長は、前条の規定による規制地区について必要があると認めるときは、その区域の変更又は指定の解除をすることができる。

2 前項の規定による区域の変更又は指定の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(規制地区内での行為の制限)

第26条 特別規制地区内においては、原則として開発行為をしてはならない。ただし、特別の理由がある場合において当該開発行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をするに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

3 特別規制地区内において、非常災害のため必要な応急措置として開発行為に該当する行為をした者は、その行為をした日から14日以内に規則で定めるところにより、市長にその旨を届出なければならない。

4 普通規制地区内において、開発行為をする者で規則で定める基準を超える行為を

しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為についてはこの限りでない。

- 5 市長は、前項の届出があったときは、良好な環境を保全するため、当該開発行為を制限することができる。
- 6 第4項本文の規定による行為者は、当該届出に係る受理通知を受けなければ開発行為に着手してはならない。
- 7 規制地区が指定され、又は当該地区が拡張されたとき、既に着手又は届出をしていた開発行為については、当該指定又は拡張された日から30日以内に規則で定めるところにより、市長にその旨を届出することにより当該行為者は、第1項ただし書の規定による許可又は前項の規定による受理通知を受けたものとみなす。
- 8 第1項及び第4項本文の規定は、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）の規定に基づき許可等を受けて行う行為には適用しない。

（関係住民への説明）

第27条 行為者は、前条第1項ただし書の規定による申請又は同条第4項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ当該地域の関係住民及び所有者等によるその行為内容を説明するとともに、当該関係住民及び所有者等の意向を尊重しなければならない。

（国等の特例）

第28条 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が規制地区内において開発行為をしようとするときは、第26条第1項ただし書の規定による申請又は同条第4項本文の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、同項の規定の例により、あらかじめ市長に通知するとともに、協議しなければならない。

（開発規制基準）

第29条 市長は、良好な環境を保全するため、規制地区内における開発規制基準を定めなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による開発規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。これを変更又は廃止するときも同様とする。

（変更の許可等）

第30条 行為者は、当該許可又は届出に係る開発行為を変更しようとするときは、変

更しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、市長にその旨を申請又は届出をし、その許可等を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第26条第2項、同条第6項及び第27条の規定を準用する。

3 国等が当該協議に係る開発行為を変更しようとするときは、第28条の規定を準用する。

(完成の届出)

第31条 行為者は、当該許可等に係る開発行為が完成した日から14日以内に規則で定めるところにより、市長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

(許可等の失効)

第32条 行為者が当該許可等に係る開発行為に、その許可等を受けた日から6月を経過するまでに着手しないときは、特別の理由がない限りその効力を失う。

2 行為者が当該許可等に係る開発行為を取り止めたときは、その効力を失う。この場合、速やかに原状を回復し、規則に定めるところにより、市長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

(許可等の取消し)

第33条 市長は、偽りその他不正な手段で許可等を受けた者に対し、その許可等を取り消すものとする。

2 市長は、この条例に違反した者又は制限を遵守しない者に対し、その許可等を取り消すことができる。

(承継の届出)

第34条 行為者から譲渡、相続、その他の理由により当該許可等に係る開発行為を承継した者は、その承継をした日から14日以内に規則で定めるところにより、市長にその旨を届出なければならない。

(開発協定)

第35条 特別規制地区内において開発行為をする者又は普通規制地区内において、規則で定める基準を超えて開発行為をする者は、あらかじめ市長と開発に起因する災害を未然に防止するため自然環境の破壊防止その他必要な事項を内容とする開発協定を締結するものとする。ただし、国等が行う行為についてはこの限りでない。

(指導又は勧告)

第36条 市長は、良好な環境を保全するため必要があると認めるときは、規制地区内において開発行為をする者その他関係者に対して必要な指導をし、又は期限を定め

て勧告することができる。

(措置命令)

第37条 市長は、良好な環境を保全するため特に必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対してその行為の中止又は必要な措置をとる旨を命ずることのほか、相当の期間を定めて原状に回復すること又は原状に回復することができる。著しく困難である場合には、これに代るべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- (1) 第26条第1項の規定に違反した者
- (2) 第26条第4項本文の規定に違反した者又は同条第5項の規定により届出行為に付せられた制限に違反した者
- (3) 第30条第1項の規定に違反した者
- (4) 第31条の規定に違反した者
- (5) 前条の規定による勧告に従わない者

(措置の届出)

第38条 第36条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に基づく措置をしたときは、速やかに規則で定めるところにより、市長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

(行為者等の生活妨害防止措置)

第39条 行為者又は開発行為に従事する者は、当該開発行為に関し近隣住民の生活を妨害しないように必要な措置を講じなければならない。

(文化財の発見)

第40条 行為者又は開発行為に従事する者は、当該開発行為に当たって文化財を発見したときは、速やかに小諸市教育委員会に報告しその保存、管理等について指示を受けなければならない。

## 第2節 地下水の保全

(井戸)

第41条 井戸とは、動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉、鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水及び河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項又は第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。以下同じ。）を採取するための施設をいう。

(平29条例25・全改)

(地下水保全地区)

第42条 井戸の設置及び地下水採取の規制を行う区域（以下「地下水保全地区」という。）は、小諸市全域とする。ただし、国等が所有する土地の区域を除く。

(平29条例25・全改)

(井戸設置の許可の申請)

第43条 地下水保全地区内において井戸の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。ただし、設置する井戸が第2号又は第3号に該当するときは、規則で定めるところにより、市長に井戸の設置を届け出なければならない。

(1) 1日当たりの地下水の採取量（地下水を採取する量をいう。以下同じ。）が10立方メートル未満の井戸

(2) 水道用水、農業用水（畑地かんがいを含む。）、工業用水等として公共の用に供する井戸

(3) その他市長が認めるもの

3 非常災害のため必要な応急措置として井戸の設置をした者は、その設置した日から14日以内に規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

(平29条例25・全改)

(設置許可の要件等)

第44条 市長は、前条の設置の許可に係る井戸が次のいずれにも該当するときは、許可をしなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 採取する地下水の使用目的が必要かつ適当であること。

(2) 飲料水の販売を目的とする地下水採取ではないこと。

(3) 規則で定めるところにより、周辺住民等に井戸設置の周知及び内容の説明をし、当該周辺住民等の意向を尊重していること。

(4) その他規則で定める設置規制基準に該当すること。

2 市長は、設置許可について、次の条件を付することができる。

(1) 揚水試験等を実施し、地下水の環境に係る影響調査を行い、井戸の設置の完了までに市長に報告すること。

(2) 地下水の採取量を測定するための水量測定器を設置すること。

(3) 地下水の水位を測定するための水位計を設置すること。

(4) 地下水を採取することにより、周辺の井戸の地下水の水位の低下、採取量の減少、枯渇、水質の変化、地盤沈下等の現象が認められたときは、直ちに採取を中止し、その原因を究明すること。

(5) 前号の規定によって周辺の井戸における異変の原因が究明されたときには、その原因に基づき当該井戸の改良をし、又は改良が著しく困難な場合には廃止するとともに、被害者に対する措置を講じること。

3 市長は、第1項第4号の規定による基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更又は廃止するときも同様とする。

(平29条例25・全改)

(国等の通知及び協議)

第45条 国等が地下水保全地区内において井戸を設置しようとするときは、第43条の規定の例により、あらかじめ市長にその旨を通知するとともに協議しなければならない。

(平29条例25・全改)

(変更の許可等)

第46条 井戸の設置をした者（以下「井戸設置者」という。）は、当該許可等を受けた井戸の設置場所、地下水の用途等を変更しようとするときは、その変更しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、市長にその旨を申請又は届出をし、その許可等を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第44条の規定を準用する。

3 国等が当該協議に係る井戸の設置場所、地下水の用途等を変更しようとするときは、前条の規定を準用する。

(平29条例25・全改)

(完成の届出)

第47条 第43条第1項の設置許可を受けた者（以下「設置許可者」という。）は、当該許可に係る井戸が完成した日から14日以内に規則で定めるところにより、市長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

(平29条例25・全改)

(許可の有効期間及び更新)

第48条 設置許可の有効期間は、許可をした日から3年以内とする。

- 2 前項の有効期間については、市が3年度毎に更新する台帳の更新時期に合わせて設定する。
- 3 設置許可者は、有効期間満了の日の30日前までに市長に設置許可の更新の申請をする。
- 4 設置許可者は、前項の許可を受けないときは、その効力を失う。
- 5 第3項の場合においては、第44条の規定を準用する。ただし、設置許可を受けた事項に変更がないときは、第44条第1項第3号の規定は、準用しない。

(平29条例25・全改)

(許可の失効)

第49条 設置許可者が当該許可等に係る井戸の掘削に、その許可等を受けた日から6月を経過する日までに着手しないときは、特別の理由がない限りその効力を失う。

- 2 設置許可者が当該許可に係る井戸を廃止したときは、その効力を失う。この場合、速やかに原状回復し、規則で定めるところにより、市長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

(平29条例25・全改)

(許可の取消し)

第50条 市長は、偽りその他不正な手段で許可を受けた者に対し、その許可を取り消すものとする。

- 2 市長は、この条例に違反した者又は制限を遵守しない者に対し、その許可を取り消すことができる。

(平29条例25・全改)

(承継の届出)

第51条 井戸設置者から譲渡、相続、その他の理由により当該許可等に係る井戸を承継した者は、その承継をした日から14日以内に規則で定めるところにより、市長にその旨を届出なければならない。

(平29条例25・全改)

(指導又は助言)

第52条 市長は、地下水の保全をするため必要があると認めるときは、井戸設置者その他関係者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

(平29条例25・全改)

(勧告)

第53条 市長は、前条の規定による助言又は指導に対して必要な措置をとらなかった場合は、その者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

(平29条例25・全改)

(措置命令)

第54条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を取る事又は地下水の採取を一時停止することを命じることができる。

2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反して、井戸の設置工事に着手し、若しくは着手しようとする者又は地下水を採取し、若しくは採取しようとする者に対して、期限を定めて当該工事を停止させ、地下水の採取を停止させる等の当該違反行為の是正のために必要な措置を講ずることを命じることができる。

3 市長は、設置許可を受けることなく、又は設置届出をすることなく井戸を設置した者に対して、必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わる必要な措置を講ずることを命じることができる。

(平29条例25・全改)

(公表)

第55条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされることとなる者に対し、その理由を通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

(平29条例25・全改)

(措置の届出)

第56条 第53条の規定による勧告、又は第54条による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に基づく措置をしたときは、速やかに規則で定めるところにより、市長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

(平29条例25・一部改正)

### 第3節 緑化推進と緑の保全

(緑化)

第57条 緑化とは、自然環境を保護するとともに市内の緑化と花いっぱい運動を推進

し、健康で明るい環境整備を図ることをいう。

(保存樹木等の指定)

第58条 市長は、樹木又はその集団のうち良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため特に必要と認めるものを所有者等の同意を得て、保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により保存樹木等を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を当該保存樹木等の所有者等に通知しなければならない。

(保存樹木等の指定基準)

第59条 市長は、保存樹木等を指定するための基準を定めなければならない。

2 市長は、前項の規定による保存樹木等の指定基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更又は廃止するときも同様とする。

(所有者等の保存の責務)

第60条 所有者等は、保存樹木等について枯損の防止その他保全に努めなければならない。

2 何人も保存樹木等が大切に保存されるよう努めなければならない。

(標識の設置)

第61条 市長は、保存樹木等を指定したときは、これを表示する標識を設置しなければならない。

(届出)

第62条 所有者等は、当該樹木等が滅失又は枯死したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

2 所有者等は、当該樹木等を伐採し、又は他に譲渡しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届出なければならない。

3 市長は、前2項の届出があった場合において必要があると認めるときは、当該樹木等の伐採若しくは移植又はこれらに代る樹木の補植に関し必要な助言及び指導をすることができる。

(指定の解除)

第63条 市長は、公益上の必要が生じたとき又は指定の理由が消滅したとき若しくは特別の理由があると認めたときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

2 市長は、前項の規定により保存樹木等の指定を解除したときは、規則で定めるところにより、保存樹木等の所有者等にその旨を通知するものとする。

(補助)

第64条 市長は、保存樹木等の保存及び緑化の推進に関する当該費用に対して予算の範囲内で補助することができる。

#### 第4節 公害の防止

(公害)

第65条 公害とは、事業活動、その他人の活動に伴って生ずる水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康が損なわれ、又は市民の生活環境が阻害されることをいう。

(規制基準)

第66条 市長は、公害を防止するため必要な限度において規制基準を規則で定めることができる。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更又は廃止するときも同様とする。

(特定施設)

第67条 市長は、公害を発生し、又は発生させるおそれがある施設（以下「特定施設」という。）を規則で定めることができる。

2 市長は、前項の規定により特定施設を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更又は廃止しようとするときも同様とする。

(届出)

第68条 特定施設を設置しようとする者は、その設置工事開始の30日前までに規則で定めるところにより、市長にその旨を届出なければならない。また当該届出た事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定による届出者は、当該届出に係る受理通知を受けなければ設置工事に着手してはならない。

3 市長が、特定施設を新たに定めたとき、既に設置している者は、特定施設として定められた日から30日以内に前項に規定する届出をしなければならない。

4 特定施設を設置している者が当該施設を廃止したときは、廃止した日から30日以内に規則で定めるところにより、市長にその旨を届出なければならない。

(承継の届出)

第69条 前条第1項又は第3項の規定により届出をした者から当該特定施設を譲渡、

相続、その他の理由により承継した者は、その承継をした日から30日以内に規則で定めるところにより市長にその旨を届出なければならない。

(特定施設届出者の責務)

第70条 第68条第1項、同条第3項又は前条の規定により届出をした者は、公害の発生防止に努め、届出た内容を誠実に履行しなければならない。

(指導又は勧告)

第71条 市長は、公害が発生していると認めるとき又は公害を発生させるおそれがあると認めるときは、その行為者に対し、その行為を制限するとともに、当該施設等の構造、使用の方法等の改善、防止設備の設置等により原因の除去、防止について必要な措置を指導し、又は期限を定めて勧告することができる。

(措置命令)

第72条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を行うべきことを命令することができる。

(措置の届出)

第73条 第71条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に基づく措置をしたときは、速やかに規則で定めるところにより、市長にその旨を届出し、その検査を受けなければならない。

(停止命令)

第74条 市長は、第72条の規定により命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、原因の除去又は防止について必要な限度において、当該施設の使用又は作業の停止を命令することができる。

2 市長は、前項の規定による停止命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

(公害防止協定)

第75条 市長は、公害防止のため必要があると認めるときは、関係者相互にその防止に係る協定の締結について、あつせんに努めるものとする。

(公害防止協定遵守義務)

第76条 公害防止協定を締結した者は、その協定の内容を相互に遵守し、誠実に履行しなければならない。

#### 第5節 放送電波障害の防止

(放送電波障害)

第77条 放送電波障害とは、建築物を建築し、又は建築しようとするときに生ずるテレビジョン及びラジオの放送電波障害をいう。

(建築主の責務)

第78条 建築主及び建築物の設計者は、建築物を建築しようとするときは、周辺住民等に及ぼす放送電波、その他の影響をあらかじめ調査し、それらの障害により良好な環境を損なうことのないよう必要な措置を講じなければならない。

(放送電波障害の防止)

第79条 建築主は、建築物を建築したとき、周辺住民等が放送電波の受信に著しく障害が生じたときは、当該対象建築物又はその他の場所に周辺住民等が正常な電波を受信するために必要な措置を講じなければならない。

(指導又は勧告)

第80条 市長は、放送電波障害を防止し、又は解消するため建築主に対して必要な指導をし、又は期限を定めて勧告することができる。

(措置命令)

第81条 前条の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置をとる旨を命ずることができる。

(措置の届出)

第82条 第80条の規定による勧告又は前条の規定により必要な措置をとるべき旨の命令を受けた者が、当該勧告又は命令に基づく措置をしたときは、速やかに規則で定めるところにより、市長にその旨を届出なければならない。

## 第6節 雑則

(立入調査等)

第83条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員をして、次の各号に掲げる行為をさせることができる。

(1) 他人の土地に立ち入り、当該土地若しくは土地にある物件若しくは当該土地において行われている行為の状況を調査若しくは検査させ、又は関係者に対し、必要な指示若しくは指導をすること。

(2) 関係者に対し、必要な報告を求め、又は事情を聴取すること。

2 前項の場合において当該職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(土地又は立木等の買収)

第84条 市長は、良好な環境を保全するため、特に必要があると認めるときは、開発特別規制地区内又は地下水特別保全地区内の土地又は立木竹を買い取ることができ  
る。

#### 第5章 補則

第85条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が  
定める。

#### 第6章 罰則

##### (罰則)

第86条 第54条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第43条第1項の規定に違反して設置許可を受けないで、又は虚偽の申請をして設  
置許可を受けて井戸を設置した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 第72条又は第74条第1項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に  
処する。

4 次のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第68条第1項若しくは同条第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の  
届出をした者

(2) 第73条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(平29条例25・全改)

##### (両罰規定)

第87条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従事者が、そ  
の法人又は人の業務に関し、前条各項の違反行為をしたときは、その行為者を罰す  
るほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。

(平29条例25・一部改正)

#### 附 則

##### (施行の期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例施行の際、小諸市生活環境保全条例の規定により許可を受けたもの、届  
出たもの及び指定されたものは、この条例の規定による許可を受けたもの、届出を  
したものとみなす。

(小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年小諸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（小諸市市税条例の一部改正）

- 4 小諸市市税条例（昭和29年小諸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年6月28日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月30日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の条例の規定により、現に委員となっている者については、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月25日条例第33号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地下水保全地区内で第41条に規定する井戸の設置をしている者は、この条例の施行の日から90日以内に、市長に届出をしなければならない。

ただし、第43条第2項に規定する井戸を設置している者を除く。

- 3 前項の規定により届出をした者は、第43条に規定する許可を受けた者とみなす。

この場合において、設置の許可の有効期限は、平成32年12月31日とする。

# 小 諸 市 環 境 白 書

(平成 30 年度版)

平成 30 年 12 月 発行

発 行 小諸市環境水道部生活環境課生活環境係  
〒384-8501

小諸市相生町 3 丁目 3 番 3 号

電 話 0267-22-1700 内線 2274・2275

E-mail [kankyo@city.komoro.nagano.jp](mailto:kankyo@city.komoro.nagano.jp)